

平成 7 年(1995 年)基準
卸売物価指数の解説(改訂・増補版)

平成 11 年 10 月

日本銀行調査統計局

1. 目的・機能

卸売物価指数は、企業間で取引される商品の価格に焦点を当てた物価指数である。その主な目的は、商品の需給動向を敏感に反映する取引価格の動向を調査し、景気分析のための重要な材料の1つとして活用することにある。また、個々の品目・商品群など下位分類の指数については、金額ベースで表示される生産額を実質化し数量ベースにする際のデフレーターとしての機能も有している¹。

なお、上記の趣旨からすれば卸売物価指数のウエイトには商品別の企業間取引総額を使用するのが最も自然であるが、各商品の取引額を定期的かつ網羅的に把握できるような統計は存在しないため、1933(昭和8)年基準指数以来、継続的に各商品の生産者出荷額や貿易額をウエイト計算に用いている。

2. 指数体系

本指数体系は、取引範囲を異にする国内卸売物価、輸出物価、輸入物価の3指数とこれらを合成した総合卸売物価指数で構成されている。

国内卸売物価指数...国内市場向けの国内生産品(国内市場を經由して最終的に輸出に向けられるものを除く。以下「国内品」という)の企業間取引価格を卸売ないし生産者の段階で調査した物価指数。指数作成に使用するウエイトは、通商産業省『工業統計表 品目編』の生産者出荷額から大蔵省『日本貿易月表』の輸出額を差し引いた国内出荷額に依拠²。なお、国内卸売物価指数は消費税を含むベースで作成されている。

¹ (付1)卸売物価指数の沿革、を参照のこと。

² 通商産業省『工業統計表 品目編』に掲載されていない非工業製品などについては、他の官庁・業界統計などを併用。

輸出(輸入)物価指数...輸出品(輸入品)の価格を水際段階(FOB 建、輸入は CIF 建)で調査した物価指数で、円ベース指数のほか契約通貨ベース指数も作成³。ウエイトは大蔵省『日本貿易月表』の輸出(入)額に依拠。なお、輸出(輸入)物価指数は消費税を含まないベースで作成されている⁴。

総合卸売物価指数...国内卸売物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数の3指数を加重平均した物価指数。

3. 対象範囲

卸売物価指数は、企業間で取引される全ての物的商品(サービスを除く)を対象範囲としている。しかし実際には対象範囲にある物的商品であっても、ウエイト算定が困難な商品(建物など)や、価格の継続調査が困難で、かつ指数の対象としている商品のなかに、類似する商品や価格動向を近似できる適当な商品が見当たらないもの(船舶、武器、弾薬など)⁵、季節的に出回り期が存在することなどにより数量・価格の変動が激しく、価格調査に不連続が生じる場合があり、かつ全国ベースでの価格調査が困難な商品(生鮮食品)については、指数の対象には含めていない(ウエイト算定の対象から除外している)⁶。

ウエイト算定が可能な商品の出荷(貿易)額全体のうち、上記、の理由により、実際のウエイト計算では除外している商品の比率は概ね1割程度である。なお、以下では、ウエイト計算に使用している出荷(貿易)額の合計額を便宜的に「ウエイト対象総取引額」と呼ぶ。

³ 契約通貨別構成比については、日本銀行調査統計局『物価指数月報』において、毎年12月時点での計数(1989<平成元>年以降)を公表している。

⁴ (付2)輸出入物価指数と貿易価格指数の相違点、を参照のこと。

⁵ 適当な類似商品がある場合には、当該商品のウエイトを類似商品のウエイトに合算ないし按分付加(インピュート)することで、指数に取り込んでいる(後述7.(2)を参照)。

⁶ 輸出船舶、輸入生鮮食品については、水際段階での継続的な価格調査がある程度可能であることから、輸出入物価指数とは別個に価格調査を実施し、参考指数として公表している。

1995(平成7)年基準指数におけるウエイト対象総取引額等(いずれも同年の工業統計表、日本貿易月表等により計算)は、次のとおりである。

	国内卸売 物価指数	輸出 物価指数	輸入 物価指数	総合卸売 物価指数
ウエイト算定が可能な商品の 出荷(貿易)額(A)	(億円) 2,688,112	(億円) 415,309	(億円) 315,488	(億円) 3,418,909
うち				
ウエイト対象総取引額(B)	2,542,142	382,664	281,496	3,202,302
ウエイト非対象総取引額(C)	145,970	32,645	33,992	212,607
B/A	94.6%	92.1%	89.2%	93.8%
C/A	5.4%	7.9%	10.8%	6.2%

4. 分類編成

卸売物価指数の分類には、採用品目を商品の属性を基にグルーピングした基本分類と特定の利用目的に資するため、基本分類の品目・ウエイトを組み替えて作成する特殊分類とがある。

(1) 基本分類

国内卸売物価指数の分類は、「大類別」、「類別」、「小類別」、「商品群」および「品目」の5段階で構成しており、このうち上位分類である「大類別」、「類別」では総務庁統計局『日本標準産業分類』などを参考に、それぞれ5区分、21区分(うち3区分は「大類別」と同じ)を設定している。また「類別」の下位分類である「小類別」、「商品群」については構成品目の属性に応じて設定している⁷。

⁷ 過去の公表系列との連続性の観点もあり、商品の性格が類似していると思われる一部類別については、関連する類別を合算した指数を作成し、参考として公表している。

(国内卸売物価指数の大類別および類別)

工業製品	電気機器
加工食品	輸送用機器
繊維製品	精密機器
製材・木製品	その他工業製品
パルプ・紙・同製品	農林水産物
化学製品	食料用農畜水産物
プラスチック製品	非食料農林産物
石油・石炭製品	鉱産物
窯業・土石製品	電力・都市ガス・水道
鉄鋼	スクラップ類
非鉄金属	(参考指数)
金属製品	食料品 ⁸
一般機器	機械器具 ⁹

輸出・輸入物価指数の分類は、それぞれ上から「類別」、 「小類別」、 「商品群」および「品目」の4段階で構成しており(国内卸売物価指数の「大類別」を除いた構成と同一)、このうち「類別」では、大蔵省『外国貿易概況』の「品目分類基準表」を参考に各8区分を設定している。

(輸出物価指数の類別)

繊維品
化学製品
金属・同製品
一般機器
電気機器
輸送用機器
精密機器
その他工業製品
(参考指数) 船舶を含む総平均 " 輸送用機器

(輸入物価指数の類別)

食料品・飼料
繊維品
金属・同製品
木材・同製品
石油・石炭・天然ガス
化学製品
機械器具
その他産品・製品
(参考指数) 生鮮食品を含む総平均 " 食料品・飼料

総合卸売物価指数の分類は、国内卸売物価指数と同一とし、「大類別」(5区分)、「類別」(21区分)を設定している。しかし、「類別」の内訳分類としては、「国内品」、「輸出品」、「輸入品」の区分に止め、「小類別」、「商品群」は設定していない。

⁸ 食料品 = 加工食品 + 食料用農畜水産物

⁹ 機械器具 = 一般機器 + 電気機器 + 輸送用機器 + 精密機器

(2) 特殊分類(総合卸売物価の需要段階別・用途別分類)

本分類は、価格波及プロセスの把握など価格動向の多面的分析に資するため、経済の循環過程における需要の段階や用途に着目して設定したものである¹⁰。

具体的には、まず、需要段階別の分類項目を設け、その内訳として用途別の分類項目を設定している。

需要段階別分類...まず、当該品目が内需にあてられるか、輸出に向けられるかによって、「国内需要財」(国内品 + 輸入品)と「輸出品」に大別。さらに「国内需要財」については、総務庁統計局『産業連関表』を参考に、生産活動のため使用、消費されるもの(『産業連関表』の中間需要に相当)を「素原材料」(未加工のもの)と「中間財」(加工過程を経たもの)に、最終需要にあてられるものを「最終財」に分類。

用途別分類...「国内需要財」は、当該品目がいかなる用途に使用されるかによって通商産業省『鉱工業指数』の財別分類などを参考に分類。「輸出品」は、海外での用途を把握するのが困難なため、やむを得ず同種商品の国内での用途に準じて分類。

なお、需要段階ないし用途が2つ以上の分類項目に該当する品目(たとえば、「鶏卵」はそのまま食用となるほか、一部はケーキなどの原材料ともなる)については、できる限り需要段階ないし用途に応じてウエイトを分割している(ただし、データの制約などからウエイト分割比率の算出が困難な場合は、やむを得ず主たる分類項目に品目ウエイトを一括所属させている)。また、輸出品のウエイト分割比率は、国内品に準じて算出している。

¹⁰ (付3)卸売物価指数における重複計算問題、を参照のこと。

需要段階別・用途別分類項目の概念

分類項目	分類概念
国内需要財	国内品と輸入品
素原材料	第1次産業で生産された未加工の原材料、燃料で生産活動のため使用、消費されるもの。
加工用素原材料	加工過程を経て製品となるもの(スクラップ類を含む)。
建設用材料	建築・土木などの建設活動で直接使用されるもの。
燃料	生産活動のため燃料として使用されるもの(原油、天然ガス)。
その他素原材料	上記以外の素原材料(上水道、工業用水)。
中間財	加工過程を経た製品で、生産活動のためさらに使用、消費される原材料、燃料・動力および生産活動の過程で使用される消耗品。
製品原材料	さらに次の加工過程を経て製品となるもの。
建設用材料	建築・土木などの建設活動で直接使用されるもの。
燃料・動力	生産活動のため燃料や動力源として使用されるもの。
その他中間財	上記以外の中間財(企業が使用する消耗品、包装材料、容器など)。
最終財	生産活動において原材料、燃料・動力としてもはや使用、消費されることのない最終製品。
資本財	生産活動の手段として長期にわたり使用され、その価値を徐々に生産物に転嫁させていく耐久財(原則として耐用年数1年以上で購入単価が比較的高いもの)。
消費財	主として家計によって使用、消費されるもの。
耐久消費財	うち、原則として耐用年数が1年以上で購入単価が比較的高いもの。
非耐久消費財	うち、原則として耐用年数が1年未満で購入単価が比較的安いもの。
輸出品	
製品原材料	国内需要財の中間財のうちの該当項目と同じ(なお、「その他中間財」は品目数が少ないので便宜上「製品原材料」に包含)。
建設用材料	国内需要財の中間財のうちの該当項目と同じ。
資本財	国内需要財の最終財の該当項目と同じ。
消費財	〃
耐久消費財	〃
非耐久消費財	〃
(国内需要財参考指数)	
生産財 (素原材料 + 中間財)	
建設用材料 (素原材料と中間財の各建設用材料)	
燃料・動力 (素原材料の燃料 + 中間財の燃料・動力)	
原材料 (加工用素原材料 + 製品原材料)	
投資財 (資本財 + 素原材料と中間財の各建設用材料)	
(輸出品参考指数)	
生産財 (製品原材料 + 建設用材料)	

5. 指数の基準時およびウエイト算定年次

指数の基準時およびウエイト算定年次は、いずれも 1995(平成 7)年である。

6. 採用品目

(1) 採用品目の選定基準

採用品目は、国内卸売物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数のいずれの場合も、原則としてウエイト算定年次(1995<平成 7>年)における「ウエイト対象総取引額(詳細は 3. 対象範囲を参照)」に対して十分なカバレッジを確保できるよう、以下の基準で選定している。

なお、総合卸売物価指数では、国内卸売、輸出、輸入の 3 物価指数の採用品目をそのまま採用している。

国内卸売物価指数...基準年中において「ウエイト対象総取引額」(国内市場向け国内生産品の生産者出荷額)の 1 万分の 1(1995<平成 7>年基準では 254 億円)以上の取引シェアをもつ商品。

輸出物価指数...基準年中において「ウエイト対象総取引額」(輸出額)の 1 万分の 5(同 191 億円)以上の取引シェアをもつ商品。

輸入物価指数...基準年中において「ウエイト対象総取引額」(輸入額)の 1 万分の 5(同 141 億円)以上の取引シェアをもつ商品。

(2) 例外的な取扱い

ウエイト算定年次における出荷(貿易)額が採用基準に満たない商品であっても、先行き成長が見込まれる場合や分類の編成上のバランスから必要なものは、採用基準額に近い商品は単一品目として、同種の商品をまとめた商品グループとしてみれば採用基準額に

達する場合は集合品目(たとえば、国内卸売物価指数の「衛生材料」は医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、その他の集合品目)として、弾力的に採用している。

一方、出荷(貿易)額が採用基準額以上の商品であっても、年によって取引額の変動が激しく採用が不相当とみられる商品、多品種少量生産の製品で品質を一定とした継続的な価格調査が極めて困難な商品、複数の調査先が得られない商品などは、採用品目から外す扱い(=「非採用品目」)としている¹¹。

(3) 採用品目数

1995(平成7)年基準指数における採用品目数は、次のとおりである。

	品目数
国内卸売物価指数	971
輸出物価指数	209
輸入物価指数	247
総合卸売物価指数	1,427

7. ウェイト

(1) ウェイト算定

国内卸売物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数の各品目のウェイトは、各指数の「ウェイト対象総取引額」に対する千分比によって算出し、小数点以下第1位まで表示している。

総合卸売物価指数の品目ウェイトは、上記3物価指数の「ウェイト対象総取引額」の合計に対する千分比によって算出し、小数点以下第2位まで表示している。

また、基本分類および特殊分類の各類別、分類項目などのウェイトは、上記品目ウェイトの積上げにより算出している。

¹¹ なお、後述7.(2)のとおり、そのウェイトは類似の採用品目や商品群などに合算ないし按分付加(インピュート)している。

1995(平成7)年基準における各物価指数の総合卸売物価指数に対するウエイトは、次のとおりである。

	ウエイト
国内卸売物価指数	792.86
輸出物価指数	119.35
輸入物価指数	87.79
総合卸売物価指数	1,000.00

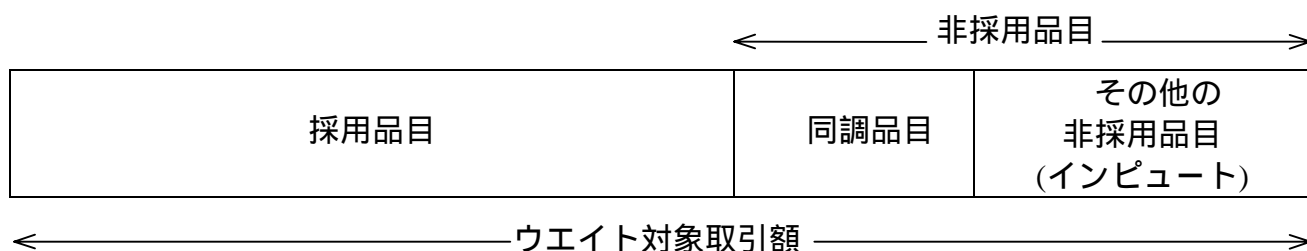
(2) 非採用品目の扱い

ウエイト対象総取引額に含まれる品目の中で、出荷(貿易)額が基準に満たない、継続的な価格調査が困難である、などの理由で採用されなかったものを「非採用品目」と呼ぶ。非採用品目のウエイト算定上の取扱いは以下のとおりである。

非採用品目のうち単一の採用品目と商品の属性、価格動向が類似しているものについては、「同調品目」として、その出荷(貿易)額を当該採用品目と合算してウエイトを計算する。

それ以外のものについては「その他の非採用品目」として、商品の属性、価格動向が比較的近いと思われる商品群(ないし小類別または類別)全体のウエイトに合算する。その際、追加されるウエイトは、当該商品群(ないし小類別または類別)に属する各採用品目のウエイト(上記の調整後)の大きさに比例してインピュート(按分付加)する。

(ウエイト対象取引額の内訳)



なお、「商品群」、「小類別」、「類別」、「大類別」の「ウエイト対象取引額」は上記方法により算出した品目の「ウエイト対象取引額」を積上げて算出している。さらにこれを物価指数ごとに合計したものが「ウエイト対象総取引額」となる。総合卸売物価指数の「ウエイト対象総取引額」は3物価指数の「ウエイト対象総取引額」を合計することにより算出している。

(ウエイト対象総取引額とカバレッジ)

	ウエイト対象 総取引額(A)	採用品目の 取引額(B)	カバレッジ (B/A)	採用品目 + 同調品目 の取引額(C)	カバレッジ (C/A)
国内卸売物価指数	2,542,142 億円	1,927,244 億円	75.8%	1,999,863 億円	78.7%
輸出物価指数	382,664 億円	224,193 億円	58.6%	277,874 億円	72.6%
輸入物価指数	281,496 億円	210,712 億円	74.9%	226,954 億円	80.6%
総合卸売物価指数	3,206,302 億円	2,362,129 億円	73.7%	2,504,691 億円	78.1%

(3) 調査価格のウエイト

同一採用品目の中の調査価格(下記8.参照)のウエイトは原則として均等分割としているが、販売形態¹²や用途、輸入先などの違いによって価格動向が明らかに相違し、かつウエイトの分割比率が算定可能な場合は、調査価格にウエイト差を設けている。

8. 調査価格

(1) 価格調査の基本姿勢

各品目の指数を作成するための基礎データとして、毎月書面により調査する価格を「調査価格」と呼ぶ。調査価格の設定に際しては、該当品目の需給を敏感に反映する価格であること、品質、取引条件を一定に保った上で、純粋な価格の変化のみをとらえること、の2点を特に重視している。

¹² たとえば、「鉄鋼」における大口需要家向けのひも付分と小口需要家向けの店売り分のように、複数の販売形態が存在し、かつ価格動向が相違する品目は、両者にウエイト差を設けている。

(2) 価格の調査ステージ

国内卸売物価指数では、商品の流通段階のうち企業間の取引が集中し、各商品の需給関係が最も集約的に投影される段階の価格を調査している。より具体的には、1次卸が自らの在庫を持ち、積極的に需給調整機能を果たしている場合は1次卸段階、生産者から小売業者ないしユーザーへの直売形態が一般的である(ないし卸業者が形式的に介在するものの、価格決定への影響力が低い)場合は生産者段階、でそれぞれ価格調査を行うこととしている。なお、1次卸段階と生産者段階のいずれでも需給を反映する価格が調査可能と思われる場合は、通常1次卸段階で価格を調査している¹³。

輸出・輸入物価指数では、いずれもいわゆる水際段階の価格(輸出 FOB 建、輸入 CIF 建)を調査している。

(3) 価格の調査時点

価格の調査時点は、原則として契約成立時としている。ただし、こうした取扱いが困難な場合は、出荷時あるいは本邦入着時としている。

(4) 調査価格の内容

調査価格の内容としては、品目ごとに代表的な商品を特定し、取引条件、調査先などを一定とした実際の取引価格(リベ - トなどで値引きが行われている場合は原則としてこれを調整した価格)を指定し調査している。ただし、こうした取扱いが困難な場合は、取引の実態などに即し弾力的に取扱っている¹⁴。

¹³ (付4)国内卸売物価指数における類別ごとの価格調査段階、を参照のこと。

¹⁴ (付5)価格調査における実務上の限界、を参照のこと。

(5) 価格調査の方法

国内品、輸出・輸入品とも、毎月上、中、下旬における代表的な価格(通常は旬間平均価格)を翌月初に書面で調査している¹⁵(旬間指数については、下記9.(3)参照)。なお、輸出・輸入品のうち、契約通貨が外貨建のものについては、外貨建価格を調査しており、円ベース指数の作成にあたっては、当該調査価格を、各契約通貨ごとの調査時点における銀行の対顧客電信直物相場(旬間平均、輸出 = 円の買相場、輸入 = 円の売相場)によって、円価格に換算のうえ指数化している。また、契約通貨ベース指数については、契約通貨建価格(円建契約のものは円建価格)そのものを使用して指数化(品目ウエイトは円ベース指数のものと同じ)している。

なお、調査時点において取引がなかった場合や、調査先から回答が得られなかった場合は、当該価格(指数)を保合い¹⁶(もちあい、「騰落なし」の意)として処理している。

(6) 調査価格数および調査先数

卸売物価指数の調査価格数(1999<平成11>年8月末時点)は、総計4,810、1品目あたり3前後となっている。同一調査先から異なる品目の価格を調査するケースもあるため、調査先数は調査価格数より少なく2,211となっている。

	品目数 (A)	調査価格数 (B)	B/A	調査先数
国内卸売物価指数	971	3,367	3.47	1,340
輸出物価指数	209	606	2.90	386
輸入物価指数	247	837	3.39	485
総合卸売物価指数	1,427	4,810	3.37	2,211

なお、国内卸売物価指数の価格調査先は主に東京地区所在の企業であるが、「機械器具」、「繊維製品」、「製材・木製品」、「電力・都市ガス・水道」などについては、東京地区以外の先からも調査している。

¹⁵ (付6)国内卸売物価指数の価格調査表の雛型、を参照のこと。

¹⁶ 輸出・輸入品について取引がない場合は、契約通貨ベース指数だけでなく円ベース指数も保合いとしており、調査時点における為替相場の変動は反映させていない。

(7) 調査価格の変更(銘柄変更)

調査価格について、当該商品の代表性が失われた場合、取引条件が変更された場合、調査先を変更する必要が生じた場合などは、直ちに調査価格の変更(銘柄変更)を行う¹⁷。

調査価格の変更にあたり、新・旧商品の価格差は、以下のように処理している。その基本的な考え方は、品質の変化に相当する価格差を除いた純粋な価格の変動分のみを指数に反映させることにある。

新・旧商品に品質の相違がなかったり、あっても無視し得る程度に小さい場合は、両商品の価格をそのまま接続¹⁸(直接比較)。

新・旧商品の価格差がすべて品質の相違に起因する場合は、指数水準に騰落が生じないよう接続(保合い処理)。

新・旧商品の価格差が品質の相違だけでなく純粋な価格の変動を伴う場合は、後者のみを指数に反映させるよう接続(値上げまたは値下げ処理)。

ただし、新・旧商品の品質の比較が困難な場合は、やむを得ず保合い処理の扱いとしている。

なお、新・旧商品の価格差のうち、品質の相違に起因する部分を特定する方法としては、これまで主として「コスト評価法¹⁹」等を用いてきているが、コンピュータのように技術革新のテンポが早い一部品目については、こうした手法だけでは品質の相違に起因する部分(コスト)が特定できないといった問題が生じる。このため、1990(平成2)年基準指数からこれら商品の品質評価にあたり「ヘドニック法²⁰」を導入している²¹。

¹⁷ (付7)調査価格の変更の状況、を参照のこと。

¹⁸ このほか、品質に変化がなく、数量のみが異なっているケースも存在するが、その場合は、新・旧商品の価格を単位あたり単価(例えば1Kgあたり円)に換算し直して比較している。

¹⁹ メーカーから聴取した新旧商品の製造コストの差(品質向上に要したコスト)を、両商品の品質差に対応する価格差(「品質変化に見合う価格変化」分)とみなし、価格差の残り部分を「品質変化以外の実質的な価格変化」として処理する方法。

²⁰ 商品間の価格差の一部は、これら商品の有する共通の諸特性(たとえば、汎用コンピュータであれば処理速度、記憶容量など)によって測られる品質差に起因していると考え、商品の諸特性の変化から「品質変化に見合う価格変化」部分を回帰方程式により客観的、定量的に推定し、残り部分を「品質変化以外の実質的な価

9. 指数の計算

(1) 指数の算式

各時点ごとに各種商品の価格をまず指数化し、その価格指数を基準時に固定した金額ウエイトにより加重算術平均する「基準時金額加重算術平均法 相対法」(ラスパイレス指数)を用いる。

$$\text{ラスパイレス指数算式： } I_{t,0}^L = \frac{\sum p_{t,i} q_{0,i}}{\sum p_{0,i} q_{0,i}} = \sum \frac{p_{t,i}}{p_{0,i}} w_{0,i}$$

$I_{t,0}^L$: 基準時点を 0 とした比較時点 t におけるラスパイレス指数

$p_{t,i}$: 比較時点 t における商品 i の価格 $p_{0,i}$: 基準時点 0 における商品 i の価格

$w_{0,i}$: 基準時点 0 における全支出金額に対する商品 i の支出金額シェア

$q_{0,i}$: 基準時点 0 における商品 i の数量

(2) 計算方法

各物価指数の月間指数は、上・中・下 3 旬の調査価格を単純平均したものを月間の価格とし、これを基に次のような積上げ計算を行うことにより算出している(指数は小数点以下第 1 位まで表示)。

まず、個別調査価格ごとの価格指数(比較時価格 / 基準時価格)に各々のウエイトを乗じ、その合計(品目加重指数)を品目ウエイトで除して品目指数を算出している。同様の積上げ計算により「商品群」、「小類別」、「類別」、「大類別」、「総平均」といった各段階の指数を算出している。

なお、年間および年度間の平均指数は、月間指数の単純平均により算出している。

格変化」として処理する方法。

²¹ (付 8)品質調整の具体例、を参照のこと。

(3) 旬間指数

月中変動の激しい一部の調査価格(主に鉄鋼、化学、非鉄金属など)については、上旬分と中旬分の価格を電話で調査した上で、他の調査価格を横這いと仮定した指数を作成し、「旬間指数」として公表している。その際、輸出入物価指数の円ベース指数作成にあたっては、当該旬間の平均為替レートを適用している。翌月初の書面調査の段階で上・中旬の価格の変更が判明する場合や、調査価格の変更に伴い上・中旬の価格が遡及訂正されることもあるため、旬間指数の利用に際しては、こうした速報値としての限界に留意する必要がある。

(4) 幾何平均指数

卸売物価指数は、各品目のウェイトを基準年に固定したラスパイレス指数算式を採用している。ラスパイレス指数は、構造が簡潔で分かり易く作成の手間も小さいことから、卸売物価指数のみならず他の多くの指数統計でも採用されているが、その利用にあたっては、

価格の継続的下落などにより指数レベルが低くなると、当該商品の総平均指数への影響力(加重指数<当該商品の指数×ウェイト>ベースでみた実質ウェイト)が低下し、その価格変動が過小評価される、代替性を有する商品の中で、割高な商品から割安な商品へ需要の代替が進み、ウェイトに変化が生じても、基準改定を行わない限りそれが指数に反映されない、といった統計上の特性をもつことに留意する必要がある。こうしたラスパイレス指数特有の要因による影響の大きさを認識するための参考材料を提供する試みの1つとして、国内卸売物価指数について、代替性が強いと思われる調査価格から商品群までの集計レベルにおいて幾何平均法を採用(小類別以上の集計レベルにおいてはラスパイレス算式を採用)した指数を、参考指数として作成・公表している²²。

$$\text{幾何平均指数算式： } I_{t,0}^G = \prod (p_{t,i} / p_{0,i})^{w_{0,i}}$$

$I_{t,0}^G$: 基準時点を0とした比較時点 t における幾何平均指数

$p_{t,i}$: 比較時点 t における商品 i の価格

$p_{0,i}$: 基準時点0における商品 i の価格

$w_{0,i}$: 基準時点0における全支出金額に対する商品 i の支出金額シェア

²² (付9)ラスパイレス指数利用上の留意点、を参照のこと。

10. 指数の公表

(1) 公表時期、公表媒体

卸売物価指数は、各々次の時期の午前 8 時 50 分に公表しており、公表と同時に日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp>)において閲覧することができる。なお、公表日程については、毎年 3・6・9・12 月の中～下旬に、それぞれ先行き 6 か月間(各 4～9 月、7～12 月、10～翌年 3 月、翌年 1～6 月)の予定を、日本銀行ホームページに掲載している。

旬間指数... 原則として翌旬の第 5 営業日

月間指数... 原則として翌月の第 6 営業日(ただし幾何平均指数は 1 か月遅れ)

年(年度)平均指数... 12 月(3 月)の月間指数公表時

これら計数(旬間指数を除く)を掲載している資料としては、『物価指数月報』(毎月央頃に発刊)、『主要経済・金融データ CD-ROM』(毎年 4 月頃発売)がある。また、主要な系列については、『金融経済統計月報』(毎月末頃に発刊)にも掲載されている。なお、指数全般にわたる照会については、日本銀行情報サービス局広報課(03 - 3279 - 1111 内線 4636~9)が対応している。このうち、問合せの多い質問については、日本銀行ホームページにある「物価指数の F A Q (Frequently Asked Questions)」にもその回答を掲載している。

(2) 指数の訂正

指数公表後に計数の誤りが判明した場合には、原則として、以下の基準により対応している。

計数の誤りによる影響が、国内卸売物価、輸出物価、輸入物価の総平均指数に及ぶ場合には、可能な限り速やかに訂正計数を作成(過去の計数に誤りがある場合は遡及して訂正)し、ホームページへの訂正資料掲載、プレスへの訂正資料配布等を通じて公表する。

上記基準に満たなくとも、個別の品目、商品群、小類別、類別等において、計数の誤りにより騰落率が大幅に変化し、利用者の分析に支障をきたすと思われる場合には訂正を

行う。

例外的なケースではあるが、上記基準により訂正が必要と判断されるにもかかわらず、システム面あるいは事務処理面の負担が過大であること等から訂正が不可能な場合には、その旨を公表する。

旬間指数は、速報値との位置づけに止まるため訂正は行わない。

11. 接続指数

接続指数は、長期の時系列が利用できるように連続性のある指数を作成するもので、新基準指数ベースで過去に遡及して接続する「1995(平成 7)年基準接続指数」と、過去の指数系列に新基準指数を接続する「総合卸売物価・戦前基準指数」との 2 系列がある。

(1) 1995(平成 7)年基準接続指数

1995(平成 7)年基準接続指数は、基本分類および特殊分類について、「類別」以上ないしはそれに準ずる上位の指数系列について原則として 1960(昭和 35)年 1 月まで遡及して作成している。

指数の接続計算は、指数系列ごとに、各基準年の新・旧指数から求めたリンク係数を用いて月次ベースで行っている(年・年度平均指数は、月間指数の単純平均により算出)。1995(平成 7)年基準接続指数の算出式を示すと次のとおりである。

(リンク係数)

$$\text{平成 7 年基準接続指数} = \text{平成 2 年基準指数} \times \frac{\text{平成 7 年基準の平成 7 年平均指数}(=100)}{\text{平成 2 年基準の平成 7 年平均指数}}$$

なお、指数の接続にあたっては、過去の基準指数の分類を 1995(平成 7)年基準の基本分類または特殊分類に組み替えて(採用品目、ウエイトは各基準指数のものを使用)計算している。

(2) 総合卸売物価・戦前基準指数

1995(平成 7)年基準総合卸売物価指数の基本分類および特殊分類を戦前基準指数(基準時 1934～1936<昭和 9～11>年 = 1、1900<明治 33>年 10 月以降作成)の分類(基本分類の 12 類別および特殊分類 用途別 の 5 分類)に組み戻したうえ、1995(平成 7)年 1 月以降の新指数を 1994(平成 6)年 12 月までの戦前基準指数に接続して作成している。

指数の接続計算は、指数系列ごとに、1995(平成 7)年における戦前基準指数の新指数に対するリンク係数 [戦前基準の 1995(平成 7)年平均指数 / 1995(平成 7)年基準の 1995(平成 7)年平均指数 (= 100)] を用いて月次ベースで行っている(年・年度平均指数は月間指数の単純平均により算出)。

(参考)1995(平成7)年基準指数での主要変更点²³

卸売物価指数については、基準時およびウエイト算定年次を従来の1990(平成2)年から1995(平成7)年に更新した。今回の改定では、指数精度向上のため採用品目の充実を図るとともに、分類編成についても見直しを行った。

1. 分類編成

(1) 輸出および輸入物価指数「産業別分類指数」の廃止

輸出物価指数および輸入物価指数の特殊分類である「産業別分類指数」については、分析上の二ーズ低下などを勘案して、前回(1990<平成2>年)基準改定以降、『物価指数月報』、『物価指数年報』による公表を差し控えてきたが、指数作成継続を要するほどの照会・要望がなかったことなどから、今回指数作成も取止め、廃止した。

(2) 一部類別名称の変更

輸入物価指数の構成類別「金属」の名称を採用品目の拡充(金属製品を新規品目として採用)に伴い「金属・同製品」に変更した。

2. 採用品目

輸出および輸入物価指数については、近年の輸出入構造の変化に対応して、採用品目の見直し、充実化を図った。特に、輸入物価指数については、繊維、家電製品関連の品目を重点的に拡充した。

²³ 詳細については、「卸売物価指数(WPI)の平成7年(1995年)基準改定について」(『日本銀行月報』1997<平成9>年12月、pp.1-12)を参照のこと。なお、同資料は日本銀行ホームページにも掲載。